

2022年3月10日

株 主 各 位

横浜市西区高島二丁目6番32号
株 式 会 社 A S I A N S T A R
代表取締役社長 東 和 雄

第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたくお礼申し上げます。

さて、当社第43期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、本総会へのご来場はお控えいただき、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、書面（郵送）またはインターネット等により2022年3月24日（木曜日）午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

また、今総会もご出席される株主様とご出席が難しい株主様との公平性等を勘案し、株主総会におけるお土産の配布を取りやめさせていただきますので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市西区高島二丁目13番12号
崎陽軒本店6階会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第43期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 第43期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 書面（郵送）による議決権行使について
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき2022年3月24日（木曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。
- (2) インターネット等による議決権の行使について
パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否を2022年3月24日（木曜日）午後6時までにご入力ください。
なお、行使の方法の詳細につきましては、60～61頁に記載の「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」をご参照いただきますようお願い申しあげます。
- (3) 議決権の重複行使の取り扱いについて
書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンまたはスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
(当社ウェブサイト) <https://www.asian.co.jp>

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

- ・ 本年は、株主総会会場の座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合があります。
- ・ ご来場を予定されている株主様におかれましては、十分健康にご留意いただき、少しでも体調がすぐれない方、ご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方などにおかれましては、ご来場をお控えいただきますようお願いいたします。
- ・ ご来場の株主様におかれましては、必ずマスクの着用をお願いいたします。また、会場に準備いたしますアルコール消毒液のご使用をお願いいたします。
- ・ 会場受付付近で検温をさせていただき、37.5℃以上の発熱があると認められる株主様、体調不良と見受けられる株主様はご入場の制限をさせていただく場合がございます。
- ・ 会場内では、換気のため空調設備による外気の取り入れ、または、会場入り口の扉の開放をさせていただく場合がございます。
- ・ 株主総会出席役員及び運営スタッフは、検温も含め体調を確認のうえ、マスク着用で応対をさせていただきます。なお、議長については、演台にアクリル板を設置したうえでマスクを外して議事運営及びご回答をさせていただきますので、ご了承ください。
- ・ 開催時間の短縮化を図るため、報告事項や議案の詳細なご説明は例年より短縮させていただく場合がございます。株主様におかれましては、事前に本招集通知をお目通しいただきますようお願いいたします。
- ・ 株主総会当日までの流行の状況や政府等の発表内容等により、開催日時や開催場所の変更等を決定した場合には、当社ウェブサイト (<https://www.asian.co.jp>) に掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、事情ご賢察のうえ、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、一時的には持ち直しの動きが見られたものの、変異株の出現による新型コロナウイルス感染症再拡大の懸念などにより、経済回復の動きには引き続き弱さが見られます。新型コロナウイルス感染症の深刻かつ長期的な影響が懸念される中で当社の先行きについても引き続き留意が必要です。

当社グループが属する不動産業界におきましては、金融緩和政策等による低金利が続く中、物件の取得や開発部材の取得は概ね良好に推移しているものの、新型コロナウイルス感染拡大による消費マインドの著しい低下等の影響が続いており、予断を許さない状況にあるものと思われまます。

このような事業環境のもと、当社グループは不動産管理事業を事業領域の中心に据え、それに関連する不動産仲介事業、不動産賃貸事業の更なる収益向上及び不動産販売事業の業容拡大を目指してまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,543百万円（前連結会計年度比30.3%増）、営業損失3百万円（前連結会計年度は営業損失200百万円）、経常利益4百万円（前連結会計年度は経常損失209百万円）、法人税等23百万円を含む親会社株主に帰属する当期純損失21百万円（前連結会計年度は当期純損失310百万円）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

(不動産販売事業)

第2四半期連結会計期間において1棟収益マンションの販売を行ったことなどから、売上高1,048百万円（前連結会計年度比36.5%増）、営業利益34百万円（前連結会計年度は営業損失65百万円）となりました。

(不動産管理事業)

前連結会計年度末に取得した子会社の売上が新たに含まれていることから、売上高は564百万円（前連結会計年度比45.9%増）、営業利益は111百万円（前連結会計年度比50.7%増）となりました。

(不動産賃貸事業)

新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の鈍化に伴い、国内における投資不動産並びに中国のサブリース事業の稼働率が低下したものの、資本的支出等の費用削減効果により売上高は411百万円(前連結会計年度比17.0%減)、営業利益は83百万円(前連結会計年度比1.3%減)となりました。

(不動産仲介事業)

前連結会計年度に引き続き新型コロナウイルス感染拡大等の影響はあるものの、前連結会計年度末に取得した子会社の売上が新たに含まれていることから、売上高は517万円(前連結会計年度比127.9%増)、営業利益は99百万円(前連結会計年度比46.6%増)となりました。

(投資事業)

新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の鈍化を受け、投資を抑制していることから、売上高は2百万円(前連結会計年度比96.9%減)、営業利益は1百万円(前連結会計年度比89.6%減)となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は1百万円であり、その主なものは、什器備品、ソフトウェアの取得であります。

③資金調達の状況

該当事項はありません。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑦吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑧中期経営計画の進捗状況

『中期経営計画2022』の計画発表とほぼ同時期に新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、当社の事業活動も大きな影響を受けました。これにより初年度より計画の進捗が鈍化し、2021年12月期についても未達に終わっております。次年度以降計画達成に向けて収益の改善を図ってまいります。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、継続的かつ安定的に成長できる事業基盤の構築を目指し、不動産管理事業等の「ストック型フィービジネス」を強化してまいりました。そして、この事業基盤を土台としてさらに大きく飛躍するために、不動産販売事業の拡大、そして新たな収益の柱となる新規事業への取り組みを強化してまいります。そのための、当社グループの対処すべき課題及び対応策は次のとおりであります。

①不動産販売物件の仕入件数増加

不動産販売事業の拡大のために、中古の収益不動産及び居住用不動産の仕入を積極的に進めてまいります。不動産仲介会社、信託銀行などの不動産仕入情報ルート の 拡大、強化に努めるとともに、購入者ニーズを的確に捉えた商品の仕入を進めてまいります。

②賃貸管理戸数の増加

当社グループが開発、供給してまいりました「グリフィンシリーズ」は、横浜・川崎エリアに特化したドミナント戦略による供給展開を行ってきたため、エリア集中による賃貸管理業務の効率化が図られており、それによって、マンションレンタカーサービスや入居者コミュニティサイトの開設など、独自の入居者サービスの提供が実現しております。このような競争優位性を活かして、当該エリアにおいて他社が開発・分譲した賃貸不動産の管理業務受託件数の増加を目指してまいります。

③金融機関への対応

当社グループは、不動産販売事業の資金調達のために、既存の取引金融機関との関係強化に努めるとともに、新規の取引金融機関の開拓を進めてまいります。

④建設会社への対応

当社グループは、建設会社等の事業パートナーの協力を得ながら、新築戸建の建築、中古不動産のリノベーション再販事業を拡大していく予定であり、建設会社とのさらなる関係強化に努めてまいります。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(連結)

区 分	第 40 期 (2018年12月期)	第 41 期 (2019年12月期)	第 42 期 (2020年12月期)	第 43 期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売 上 高 (千円)	3,129,986	2,028,998	1,951,835	2,543,295
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期 純損失(△)	△73,525	△197,731	△310,423	△21,518
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△4.10	△11.03	△17.23	△1.12
総 資 産 (千円)	4,139,710	3,741,317	3,618,943	3,062,350
純 資 産 (千円)	2,008,700	1,803,897	1,614,709	1,631,908
1株当たり純資産額 (円)	112.02	100.59	83.94	84.86

(注) 2020年12月31日に行われた企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っておりましたが、当連結会計年度において確定しております。詳細は連結注記表「企業結合等関係に関する注記」をご参照ください。

(単体)

区 分	第 40 期 (2018年12月期)	第 41 期 (2019年12月期)	第 42 期 (2020年12月期)	第 43 期 (当事業年度) (2021年12月期)
売 上 高 (千円)	2,706,233	1,502,844	1,494,479	1,785,556
当 期 純 利 益 又は当期純損失(△) (千円)	△192,675	△281,025	△201,351	20,016
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△10.75	△15.68	△11.18	1.04
総 資 産 (千円)	3,883,255	3,409,901	3,093,954	2,625,510
純 資 産 (千円)	1,877,284	1,596,271	1,518,376	1,538,129
1株当たり純資産額 (円)	104.68	89.01	78.93	79.98

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	議決権 比率(%)	主要な事業内容
株式会社グリフィン・パートナーズ	10,000	100	不動産仲介事業
株式会社ASIAN STAR INVESTMENTS	10,000	100	投資業
柏雅資本集団控股有限公司(香港)	3,270万 香港ドル	100	資産管理業
柏雅酒店管理(上海)有限公司	50万USDドル	100 (100)	不動産管理事業
上海德威房地產經紀有限公司	200万人民幣元	100 (100)	不動産仲介事業
上海優宏資産管理有限公司	200万人民幣元	100 (100)	不動産管理事業
上海特庫伊投資管理有限公司	50万人民幣元	100 (100)	不動産管理事業

(注) 1. 前連結会計年度において連結子会社であった陽光智寓(香港)公寓管理有限公司及び上海陽光智寓公寓管理有限公司については、当連結会計年度において持分を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

2. 議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

(5) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

事業	内容
不動産販売事業	マンション、戸建て、土地の企画・販売
不動産管理事業	不動産の管理
不動産賃貸事業	サブリース、所有不動産の賃貸
不動産仲介事業	不動産の仲介
投資事業	不動産投資信託への投資

(6) 主要な事業所 (2021年12月31日現在)

本 社	神奈川県横浜市西区高島二丁目6番32号 横浜東口ウィSPORTビル
-----	-----------------------------------

(7) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

①当社グループの使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
不動産販売事業	4 (－) 名	±0 (±0) 名
不動産管理事業	48 (4) 名	+27 (+1) 名
不動産賃貸事業	0 (－) 名	-33 (±0) 名
不動産仲介事業	29 (5) 名	-7 (-2) 名
投資事業	2 (－) 名	+1 (±0) 名
全社 (共通)	10 (－) 名	±0 (±0) 名
合計	93 (9) 名	-12 (-1) 名

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) は、総務及び経理等の管理部門の使用人であります。
3. 全社 (共通) 部門、及び不動産賃貸事業で使用している派遣社員につきましては、使用人数から除外しております。
4. 当社では委任契約に基づく執行役員制度を採用しております。執行役員3名は、使用人数には含まれておりません。
5. 不動産管理事業と不動産賃貸事業の使用人数が大きく増減しているのは、当期より、不動産賃貸事業に含まれていた上海優宏資産管理有限公司を不動産管理事業に区分し、同じく不動産賃貸事業に含まれていた上海特庫伊投資管理有限公司を不動産管理事業と不動産仲介事業に区分したこと等によるものです。また、不動産賃貸事業を行っていた上海陽光智寓公寓管理有限公司の全持分を譲渡したこと等により、当期末時点で、不動産賃貸事業を専任で行っている使用人はありません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
41 (4) 名	-3 (+1) 名	41.6 歳	5.9 年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 執行役員3名は、使用人数には含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借 入 先	借入額 (千円)
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	328,509

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年12月31日現在)

- ①発行可能株式総数 72,000,000株
 ②発行済株式の総数 19,308,200株(うち自己株式83,200株)
 ③株主数 3,283名
 ④大株主(上位10位)

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
KGI ASIA LIMITED-D&W INTERNATIONAL DEVELOPMENT LIMITED 常任代理人 香港上海銀行東京支店	4,900,000	25.49
CITIC SECURITIES BROKERAGE(HK)LIMITED AC CLIENT 常任代理人 シティバンク、 エヌ・エイ東京支店	868,800	4.52
株 式 会 社 S B I 証 券	855,900	4.45
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OD11 常任代理人 香港上海銀行東京支店	800,000	4.16
BBH/DBS BANK (HONG KONG) LIMITED A/C 005 NON US 常任代理人 株式会社三井住友銀行	565,100	2.94
KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT 常任代理人 香港上海銀行東京支店	522,300	2.72
東 和 雄	350,000	1.82
Monex Boom Securities (H.K.)Limited-Clients' Account 常任代理人 マネックス証券株式会社	336,000	1.75
楽 天 証 券 株 式 会 社	320,200	1.67
RILA INTERNATIONAL INVESTMENT CO LIMITED 常任代理人 リーディング証券株式会社	300,000	1.56

- (注) 1. 上記大株主の氏名又は名称は2021年12月31日現在の株主名簿上の名義を記載しております。
2. 当社と、資本提携契約を締結しておりました思源国際発展有限公司が所有する当社株式478,300株については、KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNTに管理委託した旨、及びその議決権行使の指図権は思源国際発展有限公司が留保している旨の報告を受けております。
 3. 当社は、当社が実施した2013年10月21日付第1回新株予約権の引受先である徳威国際発展有限公司と、2016年5月20日付で資本提携契約を締結しております。同社が2014年1月9日付で権利行使したことにより取得した当社株式2,300,000株、2015年10月16日付で権利行使したことにより取得した当社株式500,000株及び2015年3月27日付で第三者割当増資により取得した当社株式2,100,000株、合計4,900,000株については、KGI ASIA LIMITED-D&W INTERNATIONAL DEVELOPMENT LIMITEDに管理委託した旨、及びその議決権行使の指図権は徳威国際発展有限公司が留保している旨の報告を受けております。
 4. 持株比率は自己株式(83,200株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

①当事業年度の末日において当社役員が保有している新株予約権の状況

		第4回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日		2014年6月27日	2020年11月20日
新株予約権の数		2,000個	1,700個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 200,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 170,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり110円	新株予約権1個当たり100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 16,700円(1株当たり167円)	新株予約権1個当たり 9,500円(1株当たり95円)
権利行使期間		2014年7月15日から 2022年7月14日まで	2020年12月8日から 2028年12月7日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
役員 ※ の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 500個 目的となる株式数 50,000株 保有者数 1人	新株予約権の数 500個 目的となる株式数 50,000株 保有者数 2人
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 500個 目的となる株式数 50,000株 保有者数 1人	該当ありません

※社外取締役は保有しておりません。

<p>(注) 1 第4回新株予約権の行使の条件</p>	<p>①新株予約権者は、2014年12月期以後の営業利益が2期連続で1.5億円を超過している場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。なお、営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）の数値を用いるものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。</p> <p>②割当日から行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場する金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の当日を含む直近5取引日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）が一度でもその時点の行使価格の30%を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価格で行使期間の終期までに権利行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合。</p> <p>(b) 当社が法令や当社が上場する金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合。</p> <p>(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合。</p> <p>(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を害すると客観的に認められる行為が生じた場合。</p> <p>③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④各本新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>⑤本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。</p>
---------------------------------	--

<p>(注) 2 第5回新株予約権の行使の条件</p>	<p>①新株予約権者は、2020年12月期以降の事業年度における、のれん償却前営業利益（営業利益にのれん償却額を加算した額をいい、以下同様とする。）の額が1億円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を行使することができる。</p> <p>②上記①におけるのれん償却前営業利益については、当社の有価証券報告書に記載される各期の連結損益計算書における営業利益及び連結キャッシュ・フロー計算書におけるのれん償却額（連結財務諸表を作成していない場合、それぞれ損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。）を用いるものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益及びのれん償却額の概念に重要な変更があった場合、当社取締役会決議に基づき、別途参照すべき適切な指標及び数値を定めるものとする。</p> <p>③割当日から2年間に当社が上場する金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の当日を含む直近5取引日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）が一度でもその時点の行使価額の20%を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の終期までに権利行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合。</p> <p>(b) 当社が法令や当社が上場する金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合。</p> <p>(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合。</p> <p>(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を害すると客観的に認められる行為が生じた場合。</p> <p>④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤各本新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>⑥本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。</p>
---------------------------------	--

②当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

①取締役の状況

(2021年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	呉 文 偉	上海德威企業發展股份有限公司 董事長 思源國際發展有限公司 Director 德威國際發展有限公司 董事長 柏雅資本集團控股有限公司(香港) 執行董事 柏雅酒店管理(上海)有限公司 董事長
代表取締役社長	東 和 雄	マトリックス・キャピタル株式会社 代表取締役 株式会社インターサーブ 取締役 株式会社ASIAN STAR INVESTMENTS 代表取締役
取締役(監査等委員)	張 平	
取締役(監査等委員)	永 田 達 也	株式会社ニッセイ 社外取締役
取締役(監査等委員)	王 璐	大成法律事務所 シニアパートナー 株式会社スズケン 顧問

- (注) 1. 取締役(監査等委員)永田達也氏及び取締役(監査等委員)王璐氏は、社外取締役であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
2. 取締役(監査等委員)永田達也氏は、経営企画業務の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

②責任限定契約の内容の概要

当社と張平氏、永田達也氏及び王璐氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、法令に定める最低責任限度額となっております。

③役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その概要は以下のとおりです。

イ. 被保険者の範囲

当社取締役、執行役員

ロ. 保険契約の内容の概要

a. 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はあり

ません。

b. 填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為等一定の免責事由があります。

c. 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

保険契約に一定の免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。

④事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

⑤当事業年度に係る取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）の個人別の報酬等に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、監査等委員会からの意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。決定方針の内容は下記のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。以下同じ）の報酬は役位・役割に応じた固定報酬を基本とし、中長期的な企業成長への貢献度、会社の業績、個人の業績評価及び経済情勢等を勘案し、株主総会で決議された総額の範囲内で、取締役会決議により社長に一任し、社長は監査等委員の意見を参考にして決定します。

b. 取締役の個人別の報酬等のうち、次の事項の決定に関する方針

(1) 個人別の報酬等（業績連動報酬等・非金銭報酬等以外）の額または算定方法

固定報酬の総額については、2016年3月25日開催の第37期定時株主総会において年額250,000千円以内と決議されており、当該限度内で、中長期的な企業成長への貢献度、会社の業績、個人の業績評価及び経済情勢等を総合的に勘案の上、決定します。

(2) 業績連動報酬等について業績指標の内容、額または数の算定方法

業績連動報酬等は採用しておりません。

(3) 非金銭報酬等（ストックオプション）の内容、「額もしくは数」または「算定方法」

非金銭報酬等は採用しておりません。

(4) (1) (2) の割合（構成比率）

固定報酬のみとなっております。

c. 報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

取締役の固定報酬は、月ごとに役位や役割に基づく固定額を支払うものとし、条件の

決定及び改定においては、中長期的な企業成長への貢献度、会社の業績、個人の業績評価及び経済情勢等勘案して適切に行うものとします。

d. 報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項

各取締役の報酬は、取締役会決議に基づき代表取締役社長東和雄にその具体的内容の決定を委任しております。委任した理由は、会社の業績を勘案しつつ、担当部門の評価を行うには、代表取締役社長が最適であると判断したためであります。代表取締役社長は、株主総会で決議した報酬の総額の範囲内において、経済情勢等を総合的に勘案して、監査等委員会に原案を提示し、監査等委員会の意見を参考にして決定するものとします。

e. 報酬等の内容の決定方法

取締役会決議により一任を受けた社長が、監査等委員会に原案を提示し、監査等委員会の意見を参考にして決定するものとします。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員 (名)	支給額 (千円)
取締役 (監査等委員を除く)	2	12,000
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	3 (2)	11,610 (7,200)
合 計 (うち社外役員)	5 (2)	23,610 (7,200)

(注) 1. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等は含んでおりません。

2. 当社の取締役 (監査等委員を除く。) の報酬限度額は、2016年3月25日開催の第37期定時株主総会において、年額250,000千円以内とご決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、2名 (社外取締役はおりません) です。

3. 当社の監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年3月25日開催の第37期定時株主総会において、年額30,000千円以内とご決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名です。

ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

⑥社外役員に関する事項

取締役 (監査等委員) 永田達也

- ・他の法人等の業務執行者としての兼職の状況
該当事項はありません。
- ・他の法人等の社外役員としての兼職の状況
株式会社ニッセイ 社外取締役

- ・重要な兼職先と当社との関係
永田達也氏の上記兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・当事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席し、監査等委員会13回すべてに出席いたしました。上場企業での経営幹部経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査の方法その他の監査等委員の職務の執行に関する事項について適宜、必要な発言を行っております。
- ・社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役会の実効性評価、任意の委員会設置等について適宜、必要な発言を行い、当社のコーポレートガバナンス強化を推進しております。

取締役（監査等委員） 王璐

- ・他の法人等の業務執行者としての兼職の状況
大成法律事務所 シニアパートナー
株式会社スズケン 顧問
- ・他の法人等の社外役員としての兼職の状況
該当事項はありません。
- ・重要な兼職先と当社との関係
王璐氏の上記各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・当事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催された取締役会18回中に17回に出席し、監査等委員会13回中に12回に出席いたしました。M&A及び企業法務を専門分野とし、その経験と知見により、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査の方法その他の監査等委員の職務の執行に関する事項について適宜、必要な発言を行っております。
- ・社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役会の実効性評価、任意の委員会設置等について適宜、必要な発言を行い、当社のコーポレートガバナンス強化を推進しております。

⑦執行役員に関する事項

当社は委任契約に基づく執行役員制度を導入しております。2021年12月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
専務執行役員	田 中 忍	不動産事業部長
執行役員	佐 藤 陽 子	株式会社グリフィン・ パートナーズ代表取締役社長
執行役員	唐 偉 中	中国事業室長

(4) 会計監査人の状況

①名称 RSM清和監査法人

②報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,950 千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,950 千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等の額は、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務に係る報酬であります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬額について同意の判断をいたしました。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会を選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

	項目	内容
1	取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）	①倫理方針の策定 ②リスク管理委員会の設置 ③相談・通報制度の設置 ④コンプライアンス教育の実施 ⑤内部監査の充実 ⑥社外取締役の選任 ⑦財務報告に係る内部統制の基本方針・基本計画の策定
2	取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）	諸規程に基づく社内情報の機密性・保水性・可用性の維持・向上
3	損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）	①取締役によるリスク管理 ②リスク管理委員会の設置 ③コンティンジェンシープランの策定
4	取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）	①取締役の職務執行関連諸規程に基づく業務執行 ②当該諸規程の適切な見直しによる効率化の推進
5	当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ会社管理体制）	①情報管理・リスク管理・効率的職務執行体制・コンプライアンス体制の整備 ②関係会社管理規程に基づくグループ全体の業務状況把握・適正性確認のための体制整備 ③グループ間人事異動による人事交流及び人員体制活性化 ④グループ間取引に対する外部法律・会計・税務専門家のチェック
6	監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項	①監査等委員会の事務局を内部監査部門内に設置 ②適宜設置された監査等委員会補助専任スタッフによるサポートの実施
7	前号の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項	①当該使用人の監査等委員会補助事務については、監査等委員である取締役はその指示により事務内容について担当者に守秘義務を課すことができる ②当該使用人の人選・任命・異動・人事考課は監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役間で意見交換、監査等委員会の同意を要する

	項目	内容
8	監査等委員以外の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制	①監査等委員以外の取締役による取締役会・経営会議での報告 ②不祥事件発生時には総務部門長経由で監査等委員会へ報告書を提出する ③監査等委員会に報告をしたことにより不利益な取り扱いを受けないことを社内規程に明記
9	その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制	①監査等委員である取締役の過半数を社外取締役とする ②監査等委員である取締役の主要な会議への出席・質問・文書閲覧の権限 ③社外の専門家からの意見聴取 ④監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払い、または償還の手続きの迅速化

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

上記に掲げた、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務執行

取締役会を18回開催し、法令、定款及び取締役会規程に定めた事項の審議と決定を行ったほか、月次業績の報告・分析等を行い、適切な事業運営に努めております。

②グループ会社管理

月1回開催される定例取締役会において、グループ各社の月次決算報告を行い、経営状況の把握に努めております。また月1回開催される経営会議では、各社及び各部門の業務進捗を適時把握し効率的な業務運営に努めております。

③リスク管理体制

総務部門長を委員長とし、各部門及び主要な子会社から委員を招集して、定例でリスク委員会を開催しております。リスクの洗い出しを行い、軽減、解消に努めるよう各部門及び子会社に指示を行っております。

④法令遵守

顧問弁護士による年1回定例のコンプライアンス研修を実施するとともに、複数の弁護士事務所に、随時相談可能な体制を構築しており、専門家の意見に従い法令遵守に努めております。

⑤監査等委員会の職務執行

監査等委員会は監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会、経営会議等の重要な会議への出席、代表取締役をはじめとする役員からのヒアリング、会計監査人との定期的な情報交換、各部門・子会社への往査等を通じて、監査等委員以外の取締役の職務執行及び内部統制の整備・運用が適切に行われていることを確認しております。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,874,015	流 動 負 債	777,242
現金及び預金	430,461	買 掛 金	26,485
売 掛 金	79,539	短 期 借 入 金	64,833
商 品	5,247	1年内返済予定の長期借入金	59,539
販売用不動産	927,941	未 払 金	199,752
仕掛販売用不動産	198,538	前 受 金	121,299
貯 蔵 品	1,720	預 り 金	226,322
そ の 他	236,799	未 払 法 人 税 等	46,890
貸 倒 引 当 金	△6,232	そ の 他	32,118
		固 定 負 債	653,200
固 定 資 産	1,188,334	長 期 借 入 金	375,920
有 形 固 定 資 産	26,498	退 職 給 付 に 係 る 負 債	28,257
建物及び構築物	13,926	長 期 預 り 保 証 金	244,293
車 両 運 搬 具	3,659	繰 延 税 金 負 債	4,728
工具、器具及び備品	8,912		
無 形 固 定 資 産	252,308	負 債 合 計	1,430,442
の れ ん	221,299	純 資 産 の 部	
そ の 他	31,008	株 主 資 本	1,609,753
投資その他の資産	909,528	資 本 金	1,992,968
投資有価証券	72,668	資 本 剰 余 金	185,397
繰延税金資産	11,455	利 益 剰 余 金	△458,794
投資不動産	698,777	自 己 株 式	△99,912
そ の 他	128,067	その他の包括利益累計額	11,748
貸 倒 引 当 金	△1,440	為 替 換 算 調 整 勘 定	11,748
		新 株 予 約 権	500
資 産 合 計	3,062,350	純 資 産 合 計	1,631,908
		負 債 純 資 産 合 計	3,062,350

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

（ 2021年1月1日から
2021年12月31日まで ）

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,543,295
売 上 原 価		1,729,317
売 上 総 利 益		813,977
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		816,988
営 業 損 失		3,010
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,001	
受 取 配 当 金	402	
業 務 受 託 手 数 料	1,200	
受 取 事 務 手 数 料	3,161	
補 助 金 収 入	7,067	
そ の 他	2,939	18,771
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,018	
支 払 手 数 料	1,070	
為 替 差 損	3,185	
そ の 他	227	11,500
経 常 利 益		4,261
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	480	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	961	1,441
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,272	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	2,582	3,855
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,847
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	62,361	
法 人 税 等 調 整 額	△38,995	23,366
当 期 純 損 失		21,518
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		—
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失		21,518

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本計 合
2021年1月1日期首残高	1,992,968	185,397	△437,276	△99,912	1,641,178
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失			△21,518		△21,518
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計			△21,518	-	△21,518
2021年12月31日期末残高	1,992,968	185,397	△458,794	△99,912	1,619,659

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額合計		
2021年1月1日期首残高	△2,588	△24,859	△27,448	980	1,614,709
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失					△21,518
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	2,588	36,607	39,196	△480	38,716
連結会計年度中の変動額合計	2,588	36,607	39,196	△480	17,198
2021年12月31日期末残高	-	11,748	11,748	500	1,631,908

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 7社

連結子会社の名称

株式会社グリフィン・パートナーズ

株式会社ASIAN STAR INVESTMENTS

柏雅資本集団控股有限公司(香港)

柏雅酒店管理(上海)有限公司

上海優宏資産管理有限公司

上海特庫伊投資管理有限公司

上海德威房地產經紀有限公司

当連結会計年度において、当社の子会社である柏雅資本集団控股有限公司(香港)にて、陽光智寓(香港)公寓管理有限公司及び上海陽光智寓公寓管理有限公司の持分を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。なお、みなし譲渡日を2021年12月31日としております。

(2) 非連結子会社の数及び非連結子会社の名称

該当する会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当する会社はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当する会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券(営業投資有価証券を含む)

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

a 商品

総平均法による原価法

b 販売用不動産、仕掛販売用不動産

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

c 貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

- ・建物及び構築物 10年～47年
- ・車両運搬具 6年
- ・工具、器具及び備品 4年～15年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

- ・自社利用のソフトウェア 5年

③リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④投資不動産

定率法によっております。但し、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

- ・建物及び構築物 15年～46年

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権及び貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付とする簡便法を適用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の発現する期間（5～10年）で均等償却しております。

(6) 重要な外貨建ての資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建て金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税等については、発生年度の期間費用としております。

② 販売用不動産・仕掛販売用不動産に係る利息の処理方法

個々の案件に係る借入金に対する支払利息のうち、建設期間中の利息については、販売用不動産・仕掛販売用不動産に算入しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(固定資産除却損の表示方法の変更)

前連結会計年度において特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」は重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

販売用不動産	927,941千円
仕掛販売用不動産	198,538千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

販売用不動産、仕掛販売用不動産は、個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)による評価を行っております。収益性の低下により正味売却価額が帳簿価額を下回った場合には、正味売却価額まで減額し、当該減少額を評価損として計上しております。なお、正味売却価額は、販売見込額から見積販売経費を控除したものであります。

販売見込額の算定に用いる物件ごとの賃料や利回り等については、市場の動向、類似不動産の取引事例や過去実績等を総合的に勘案しております。

当該主要な仮定は連結計算書類作成時点における最善の見積りに基づき決定しておりますが、不動産販売市況の悪化に伴う販売価格の低下等により、正味売却価額の見積りと実績に乖離が生じた場合には、翌連結会計年度の損益に影響を及ぼす可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	26,498千円
無形固定資産	252,308千円
投資不動産	698,777千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

減損の兆候があると判断した資産または資産グループのうち、割引前将来キャッシュ・フローが資産または資産グループの帳簿価額を下回っているものについて減損損失を計上しております。各資産グループの割引前将来キャッシュ・フローは、安定した事業環境を前提とした事業計画及び不動産鑑定評価額等を基礎として見積もっております。なお、当連結会計年度に認識した減損損失はありません。

当該見積りは将来の予測不能な経営環境の変化等により影響を受け、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

3. 企業結合に係る取得原価の配分

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	221,299千円
その他無形資産	19,040千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、当連結会計年度において、前連結会計年度末に連結子会社化した上海徳威房地產經紀有限公司、上海優宏資産管理有限公司並びに上海特庫伊投資管理有限公司の取得に関する暫定的な会計処理の確定により取得原価の配分額の見直しを完了しました。のれんについてはその効果の及ぶ期間、その他無形資産については見積将来キャッシュ・フローや割引率等の仮定に基づいた超過収益法により算定しております。

時価の算定及び耐用年数の設定は経営者による最善の見積りにより行っておりますが、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があります。これによつてのれんの評価額に重要な影響を生じさせるリスクがあります。

(追加情報)

(投資不動産の保有目的の変更)

投資不動産の一部について、賃貸から販売へ保有目的を変更したことに伴い、投資不動産615,265千円を販売用不動産に振り替えております。

(新型コロナウイルス感染症の影響等)

新型コロナウイルスの感染拡大に関して今後の収束時期等を正確に予測することは困難な状況ではありますが、当社では現時点で入手可能な情報や予測等に基づき、棚卸資産の評価や固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は不確定要素が多いことから、その収束状況によっては当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

預金	10,000千円
販売用不動産	644,036千円
仕掛販売用不動産	156,266千円
投資不動産	68,986千円
計	879,289千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	61,200千円
1年内返済予定の長期借入金	59,539千円
長期借入金	315,920千円
計	436,659千円

2. 固定資産の減価償却累計額

有形固定資産	58,486千円
投資不動産	301,910千円

(連結損益計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	19,308,200株	一株	一株	19,308,200株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	300,000株	170,000株
新株予約権の残高	330,000円	170,000円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に不動産販売事業を行うために必要な資金を金融機関からの借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客及び取引先のリスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権について定期的な報告を求め、回収懸念の早期把握によりリスク軽減を図っております。

投資有価証券は、主に長期保有目的のその他有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、資金運用細則に基づき、信用性の高い証券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

営業債務である買掛金、未払金、預り金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金には主に事業全般に係る資金調達であり、返済期日は決算日後、最長で10年後であります。借入金は流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）を伴っておりますが、当社グループでは、資金計画を作成、適宜見直すことにより、当該リスクを管理しております。また、変動金利による長期借入金については、金利変動リスクに晒されておりますが、金利動向を随時把握し、適切に管理しております。

デリバティブ取引については、信用力の高い金融機関との取引を方針としておりますが、当連結会計年度末において、デリバティブ取引残高はありません。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含まれておりません。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	430,461	430,461	-
(2) 売掛金	79,539	79,539	-
貸倒引当金 (※1)	△4,493	△4,493	-
資産計	505,507	505,507	-
(1) 買掛金	26,485	26,485	-
(2) 未払金	199,752	199,752	-
(3) 短期借入金	64,833	64,833	-
(4) 預り金	226,322	226,322	-
(5) 長期借入金	435,459	425,689	9,770
負債計	952,853	943,083	9,770

(※1) 売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 短期借入金、(4) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

当該時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
長期預り保証金	244,293

上記については市場価格がなく、実質的な預託期間を算定することが困難と認められるため、時価の表示をしておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、神奈川県その他の地域において、賃貸用の建物（土地を含む。）を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は48,083千円であります。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額（千円）			当連結会計年度末の時価（千円）
前連結会計年度末残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
1,330,318	△631,541	698,777	963,127

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度増減額のうち、減少の主な内容は所有目的の変更による減少(615,265円)、減価償却費の計上(16,275千円)であります。

(注3) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額もしくは「固定資産税評価額」を基に合理的な調整を行って算出した金額であります。

(企業結合等関係に関する注記)

2020年12月31日に行われた当社資本提携先である上海德威企業發展股份有限公司の子会社である上海德威房地產經紀有限公司及び上海優宏資産管理有限公司の出資持分を取得し、上海優宏資産管理有限公司の子会社である上海特庫伊投資管理有限公司を含む合計3社を当社の連結子会社化する企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行ってまいりましたが、当連結会計年度において確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映され、無形固定資産のその他に25,815千円、繰延税金負債に36,688千円が配分されました。この結果、暫定的に算定されたのれんの金額は92,784千円から21,442千円増加し、当連結会計年度の期首におけるのれんの金額は114,227千円となっております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	84円86銭
1株当たり当期純損失	△1円12銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,506,713	流 動 負 債	598,086
現金及び預金	144,617	買掛金	26,485
売掛金	25,117	短期借入金	61,200
商 品	5,196	関係会社短期借入金	50,000
販売用不動産	935,578	1年内返済予定の長期借入金	59,539
仕掛販売用不動産	198,538	未払金	27,352
貯 蔵 品	1,118	未払費用	8,311
前 渡 金	1,700	前 受 金	122,110
預 け 金	151,548	預 り 金	202,583
関係会社短期貸付金	10,000	未払法人税等	7,831
立 替 金	20,170	未払消費税等	32,672
前 払 費 用	10,573		
そ の 他	13,633	固 定 負 債	489,294
貸倒引当金	△11,079	長期借入金	315,920
		退職給付引当金	24,948
		長期預り保証金	148,425
固 定 資 産	1,118,796		
有形固定資産	16,516	負 債 合 計	1,087,381
建 物	11,253		
車 両 運 搬 具	0	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	5,263	株 主 資 本	1,537,629
無 形 固 定 資 産	10,722	資 本 金	1,992,968
ソフ ト ウ ェ ア	10,722	資 本 剰 余 金	185,397
投資その他の資産	1,091,557	資 本 準 備 金	185,397
関係会社株式	344,340	利 益 剰 余 金	△540,825
投資不動産	708,410	そ の 他 利 益 剰 余 金	△540,825
敷金及び保証金	40,246	繰 越 利 益 剰 余 金	△540,825
貸倒引当金	△1,440	自 己 株 式	△99,912
		新 株 予 約 権	500
		純 資 産 合 計	1,538,129
資 産 合 計	2,625,510	負 債 純 資 産 合 計	2,625,510

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（ 2021年1月1日から
2021年12月31日まで ）

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,785,556
売 上 原 価		1,466,606
売 上 総 利 益		318,949
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		362,856
営 業 損 失		43,906
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	173	
受 取 配 当 金	50,402	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	788	
業 務 受 託 手 数 料	19,200	
違 約 金 収 入	537	
そ の 他	3,162	74,265
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,853	
支 払 手 数 料	1,000	
為 替 差 損	2,805	
そ の 他	78	9,738
経 常 利 益		20,621
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	480	480
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	66	
そ の 他	0	66
税 引 前 当 期 純 利 益		21,034
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,017	1,017
当 期 純 利 益		20,016

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利 益 剰 余 金 合 計		
2021年1月1日 期首残高	1,992,968	185,397	185,397	△560,841	△560,841	△99,912	1,517,612
事業年度中の変動額							
新株の発行							
当期純利益				20,016	20,016		20,016
株主資本以外の項目の事業年度 中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計				20,016	20,016		20,016
2021年12月31日 期末残高	1,992,968	185,397	185,397	△540,825	△540,825	△99,912	1,537,629

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2021年1月1日 期首残高	△215	△215	980	1,518,376
事業年度中の変動額				
新株の発行				
当期純利益				20,016
株主資本以外の項目の事業年度 中の変動額(純額)	215	215	△480	△264
事業年度中の変動額合計	215	215	△480	19,752
2021年12月31日 期末残高	-	-	500	1,538,129

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

総平均法による原価法

② 販売用不動産、仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

③ 貯蔵品

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

- ・ 建物 10年～47年
- ・ 車両運搬具 6年
- ・ 工具、器具及び備品 4年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 投資不動産

定率法によっております。但し、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

- ・ 建物及び附属設備 15年～46年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権及び貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税等については、発生年度の期間費用としております。

(2) 販売用不動産・仕掛販売用不動産に係る利息の処理方法

個々の案件に係る借入金に対する支払利息のうち、建設期間中の利息については、販売用不動産・仕掛販売用不動産に算入しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(預け金の表示方法の変更)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「預け金」（前事業年度1,548千円）は、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、個別注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

販売用不動産 935,578千円

仕掛販売用不動産 198,538千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」に同一の記載をしており、注記を省略しております。

2. 固定資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 16,516千円

無形固定資産 10,722千円

投資不動産 708,410千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」に同一の記載をしており、注記を省略しております。

(追加情報)

連結注記表「追加情報」に同一の記載をしており、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

預金	10,000千円
販売用不動産	644,036千円
仕掛販売用不動産	156,266千円
投資不動産	71,320千円
計	881,624千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	61,200千円
1年内返済予定の長期借入金	59,539千円
長期借入金	315,920千円
計	436,659千円

2. 固定資産の減価償却累計額

有形固定資産	40,104千円
投資不動産	306,587千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

金銭債権	8,830千円
金銭債務	3,780千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	14,773千円
仕入高	26,349千円
営業取引以外の取引高	68,428千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	83,200株	一株	一株	83,200株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
販売用不動産評価損	22,371
繰延消費税	2,561
退職給付引当金	7,629
未収入金	5,467
貸倒引当金	3,828
減価償却	34,467
減損損失	46,730
関係会社株式評価損	110,178
投資有価証券評価損	16,121
繰越欠損金	210,616
その他	2,956
繰延税金資産小計	462,928
評価性引当額	△462,928
繰延税金資産合計	—
繰延税金資産 純額	—

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主

該当事項はありません。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	關グリフィン・パートナーズ	10,000千円	不動産業	直接 100	業務受託 役員の兼任等	業務委託手数料の受取	18,000	未収入金	1,650
						資金の借入	50,000	短期借入金	50,000
						配当の受取	50,000	-	-
子会社	柏雅資本集団控股有限公司(香港)	32,700,100 HK\$	不動産業	直接 100	役員の兼任等	増資の引受	142,200	-	-

(注) 1. 取引金額に消費税等は含まれておりません。

(取引条件及び取引条件の決定方針)

2. 業務委託手数料の受取の取引条件については、相手方と協議し、個別に交渉の上決定しております。

3. 資金の借入については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

4. 当社が柏雅資本集団控股有限公司(香港)の行った増資を1株につき1 HKDで10,000千株引き受けたものであります。

3. 役員及び主要株主等

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 79円98銭

1株当たり当期純利益 1円4銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年3月1日

株式会社 ASI AN STAR
取締役会 御中

RSM清和監査法人

東京事務所

指 業 指	定 務 業	社 執 社	員 行 員	公認会計士	平澤	優
指 業 指	定 務 業	社 執 社	員 行 員	公認会計士	藤本	亮

限定付適正意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 ASI AN STARの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の連結計算書類に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 ASI AN STAR及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

限定付適正意見の根拠

会社は、特定の不動産入札案件に関して、共同事業者に共同事業遂行に必要なデポジットを支払い、当連結会計年度末の連結貸借対照表に流動資産その他（預け金）として計上している。当監査法人は、監査報告書日までに明示的な入札公告が行われていないことから、入札案件の実在性を確認できなかった。また、共同事業者におけるデポジットの保全状況や返済能力に関する情報も入手できなかった。この結果、当該預け金150,000千円の評価について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、この金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。この影響は、特定の勘定科目に限定されており、他の勘定科目や注記事項に影響を及ぼさないことから、連結計算書類全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、連結計算書類に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入

手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年3月1日

株式会社 ASI AN STAR
取締役会 御中

RSM清和監査法人

東京事務所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

平 澤 優

公認会計士

藤 本 亮

限定付適正意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ASI AN STARの2021年1月1日から2021年12月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の計算書類等に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

限定付適正意見の根拠

会社は、特定の不動産入札案件に関して、共同事業者に共同事業遂行に必要なデポジットを支払い、当事業年度末の貸借対照表に預け金として計上している。当監査法人は、監査報告書日までに明示的な入札公告が行われていないことから、入札案件の実在性を確認できなかった。また、共同事業者におけるデポジットの保全状況や返済能力に関する情報も入手できなかった。この結果、当該預け金150,000千円の評価について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、この金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。この影響は、特定の勘定科目に限定されており、他の勘定科目や注記事項に影響を及ぼさないことから、計算書類等全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、計算書類等に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第43期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月1日

株式会社ASIAN STAR 監査等委員会

監査等委員	永田達也	Ⓔ
監査等委員	張平	Ⓔ
監査等委員	王璐	Ⓔ

(注) 監査等委員永田達也及び王璐は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 第43期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類承認の件

本議案の内容につきましては、添付書類（34頁から42頁まで）に記載のとおりであります。

当社は、当事業年度末の貸借対照表に預け金として金150,000千円を計上しておりますが、RSM清和監査法人から、当該預け金の評価について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、この金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかったとして、添付書類「独立監査人の監査報告書」（46頁から48頁まで）に記載のとおり、第43期の計算書類について、除外事項を付した限定付適正意見を受領しております。このため、会社法第438条第2項の規定に基づき、第43期の計算書類のご承認をお願いするものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次の通り定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令に定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定が不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則（第2条）を設けるものであります。なお、本附則（第2条）は、期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第13条 （条文省略） <u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第1条～第13条 （現行どおり） （削除）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第15条～第34条 (条文省略)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により第37期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>第15条～第34条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第2条 定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）全員（2名）が来る定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため1名増員し、取締役3名の選任をお願いするものであります。候補者は次のとおりで、各候補者については監査等委員会より適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 及 び 担 当 < 重 要 な 兼 職 の 状 況 >	所有する当 社の株式数
1	呉 文 偉 (1969年10月24日) 【再任】	1993年9月 上海德威国際貿易有限公司 董事長兼總經理 2000年9月 上海德威房地產經紀有限公司 董事長 2000年9月 上海領和実業発展有限公司 執行董事（現任） 2005年1月 柏雅資本集団控股有限公司 （香港）執行董事（現任） 2007年3月 柏雅酒店管理（上海）有限公司 董事長（現任） 2010年1月 上海德威企業発展股份有限公司 董事長（現任） 2011年4月 思源国際発展有限公司 Director（現任） 2012年3月 当社取締役 2013年8月 德威国際発展有限公司 董事長（現任） 2015年3月 当社取締役会長（現任） 2018年11月 株式会社ASIAN STAR INVESTMENTS 代表取締役 2019年5月 株式会社ASIAN STAR INVESTMENTS 取締役（現任） <重要な兼職の状況> 上海德威企業発展股份有限公司 董事長 思源国際発展有限公司 Director 德威国際発展有限公司 董事長 柏雅資本集団控股有限公司（香港）執行董事 柏雅酒店管理（上海）有限公司 董事長	一株
<p>【取締役候補者とした理由】 呉文偉氏は、中国上海を拠点とした德威グループ各社の董事長であり、日本と中国間において強いリーダーシップを発揮し不動産関連事業のグローバル展開を進めてまいりました。当社グループの持続的発展のためには、同氏の事業への貢献が引き続き必要であると考え、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 ＜重要な兼職の状況＞	所有する当社の株式数
2	ひがし かつ お 東 和 雄 (1958年11月30日) 【再任】	1981年4月 株式会社パシフィックコンサル タンツインターナショナル入社 1988年3月 三井不動産販売株式会社入社 1990年2月 日興証券株式会社入社 1999年4月 インテル株式会社入社 インテル・キャピタル日本代表 2000年9月 カーライル・グループ マネー ジングディレクター 2003年1月 マトリックス・キャピタル株式 会社 代表取締役 (現任) 2008年3月 株式会社インターサーブ 取締役 (現任) 2008年10月 国立学校法人東京工業大学 大学院理工学 研究所特任教授 2012年6月 日本アジア投資株式会社 取締役 2015年3月 当社 社外監査役 2016年3月 当社 社外取締役 (監査等委員) 2019年3月 当社 代表取締役社長 (現任) 2019年3月 株式会社グリフィン・パートナ ーズ 取締役 (現任) 2019年5月 株式会社ASIAN STAR INVESTMENTS 代表取締役 (現任) ＜重要な兼職の状況＞ マトリックス・キャピタル株式会社 代表取締役 株式会社インターサーブ 取締役 株式会社ASIAN STAR INVESTMENTS 代表取締役	350,000株
【取締役候補者とした理由】 東和雄氏は、上場会社の役員等を歴任され、当事業と関連の高い分野における専門的知識及び経営者としての視点を有しております。当社社外監査役及び社外取締役 (監査等委員) を歴任され、2019年3月より、当社代表取締役に就任いただいております。当社グループの持続的発展のため、引き続きリーダーシップを発揮していただきたいと考え、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 ＜重要な兼職の状況＞	所有する当 社の株式数
3	ちよう へい 張 平 (1973年11月1日) 【新任※】	1996年6月 伊藤忠商事株式会社入社 1997年4月 三井物産株式会社入社 2002年9月 株式会社新生銀行入行 東京本店 コーポレートアドバイザー一部 シニアアソシエイト 2004年8月 三菱証券株式会社 上海現地法人社長 2008年5月 AEA Investors 中国代表/パートナー 2010年3月 上海德威企業發展股份有限公司 董事(現任) 2012年3月 当社 取締役 2012年4月 当社 国際事業部長 2016年3月 当社 取締役(監査等委員)(現任)	一株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>張平氏は、グローバルビジネスに対する高い知見を有しており、その豊富な経験・実績から、当社の海外及び国内事業に関して当社取締役会において的確な助言・提言をいただいていることから、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

※ただし、前任時は監査等委員である取締役。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、張平氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。張平氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年6月更新予定です。本議案でお諮りする候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。
- ①被保険者の範囲
当社取締役、執行役員
- ②保険契約の内容の概要
- イ. 被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- ロ. 填補の対象となる保険事故の概要
特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為等一定の免責事由があります。
- ハ. 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置
保険契約に一定の免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 ＜重要な兼職の状況＞	所有する当社の株式数
1	なが た たつ や 永田達也 (1953年6月30日) 【再任】 【社外取締役】	1978年4月 伊奈製陶株式会社（1985年株式会社INAXに社名変更、2011年5社合併により株式会社LIXILに社名変更）入社 1996年4月 同社 環境美研究所長 1998年4月 同社 国際統括部長 2004年4月 同社 執行役員経営企画部長 2008年4月 同社 上席執行役員人事・総務部長 2008年6月 株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング社外取締役 2009年6月 同社 社外取締役退任 2011年4月 会社合併により株式会社LIXIL 上席執行役員 採用部長 2012年4月 同社 上席執行役員 購買物流本部 GSS部長 2015年6月 同社 上席執行役員 共同購買推進部長 2016年3月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任） 2016年7月 株式会社LIXIL 参事 共同購買推進部長 2019年6月 株式会社ニッセイ 社外取締役 2022年2月 同社 社外取締役退任	1,000株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>永田達也氏は、大手建材・設備機器の製造・販売会社において上席執行役員の職を務めた経験等により、経営陣から独立した客観的立場で、当社取締役会の意思決定に際して的確な助言・提言をいただいていることから、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p> <p>【本定時株主総会終結時点における社外取締役の在任期間】</p> <p>6年</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 ＜重要な兼職の状況＞	所有する当社の株式数
2	おうろ 王 璐 (1971年9月13日) 【再任】 【社外取締役】	1998年4月 花王株式会社入社 パーソナルケア事業部 ブランド担当 2004年1月 U F J つばさ証券株式会社(現三菱U F J モルガン・スタンレー証券株式会社)入社 M&A部門 バイスプレジデント 2008年1月 大成法律事務所入所 シニアパートナー(現任) 2008年6月 株式会社スズケン 顧問(現任) 2019年3月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) <重要な兼職の状況> 大成法律事務所 シニアパートナー 株式会社スズケン 顧問	一株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 王璐氏は会社経営に関与した経験はありませんが、証券会社のM&A部門において日中間案件の責任者として勤務した後、現在は法律事務所のシニアパートナーとして企業のM&A及び会社法務を専門分野として担当しております。上記経験と知見により、妥当性と適切性の見地から有益な助言をいただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p> <p>【本定時株主総会終結時点における社外取締役の在任期間】 3年</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 ＜重要な兼職の状況＞	所有する当社の株式数
3	ちん かん 陳 歆 (1982年9月16日) 【新任】	2010年10月 徳勤華永会計事務所入社 2011年12月 EY安永華明会計事務所入社 2012年12月 上海徳威企業發展股份有限公司入社 2015年7月 当社 入社 2017年8月 CIFI Japan株式会社 執行役員 資産管理部部長 2019年6月 リーディング証券株式会社 代表取締役 (現任) ＜重要な兼職の状況＞ リーディング証券株式会社 代表取締役	一株
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</p> <p>陳歆氏は、中国の会計事務所・監査法人事務所における勤務経験により、グローバル企業の監査業務に関する豊富な実務経験を積んでおり、日本と中国の会計基準、または国際会計基準において豊富な専門知識を有しております。上記経験と実績から、当社の海外及び国内事業に関して経営陣から独立した客観的立場で当社取締役会において的確な助言・提言をいただけるものと判断し、新たに監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、永田達也氏及び王璐氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。両候補者の再任が承認された場合は、両候補者との当該契約を継続する予定であります。また、陳歆氏の選任が承認された場合は、新たに同内容の契約を締結する予定であります。
3. 当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年6月更新予定です。永田達也氏及び王璐氏については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、陳歆氏の選任が承認された場合は、新たに被保険者となる予定であります。
- ①被保険者の範囲
当社取締役、執行役員
- ②保険契約の内容の概要
- イ. 被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- ロ. 填補の対象となる保険事故の概要
特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為等一定の免責事由があります。
- ハ. 役員等の職務の適正性が損なわれぬための措置
保険契約に一定の免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。
4. 永田達也氏及び王璐氏は、社外取締役候補者であります。
5. 当社は、永田達也氏及び王璐氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以上

<インターネット等による議決権行使のお手続きについて>

インターネット等による議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、議決権行使書面の郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

(1) 議決権行使サイトについて

- ①インターネット等による議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。)
- ②パソコンまたはスマートフォンからの議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウィルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③インターネット等による議決権行使は、2022年3月24日(木曜日)の午後6時まで受付いたしますが、お早目に行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

(2) インターネット等による議決権行使方法について

①パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス(なりすまし)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

②スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンに

より読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」のご入力
は不要です。）

- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」及び「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合は、上記1.(2)①パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

(3) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- ①書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- ②インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(4) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以上

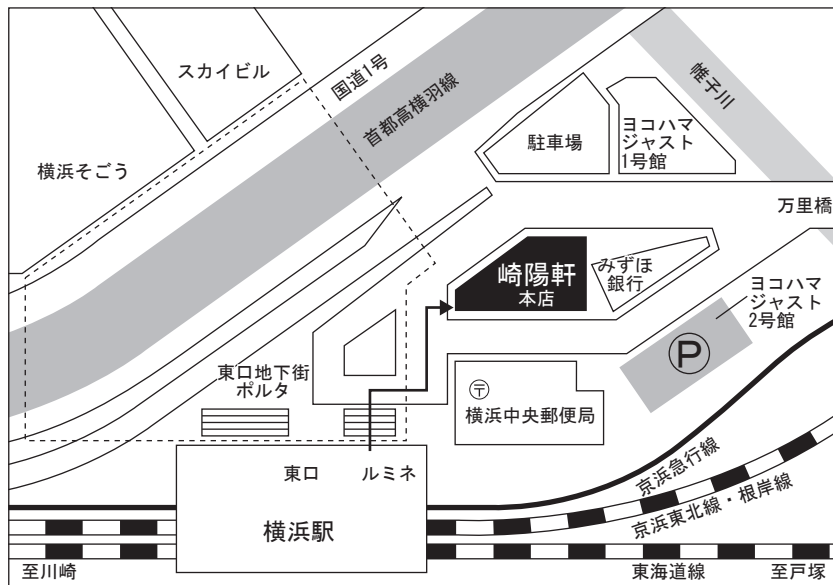
システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027 （受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

株主総会会場ご案内図

会場：横浜市西区高島二丁目13番12号
崎陽軒本店 6階会議室



●交通案内

- ・ J R ・ 京浜急行電鉄 ・ 相模鉄道 ・ 東京急行電鉄 ・ 横浜高速鉄道 ・ 横浜市営地下鉄 横浜駅東口より徒歩1分

＜ご来場の際は、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。＞